

## 令和3年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 3-21 生活困窮者家計改善支援事業

### 【予算反映等改善事項】

生活困窮者自立支援事業は、相談者の状況を確認したうえで問題や課題を整理した後にプランを策定し、個別支援調整会議で協議、決定した方針に基づいた支援を行っています。

開始後も、評価、再プランの策定をしながら、中核となる自立支援相談事業を中心に、就労準備支援事業や家計改善支援事業など、自立に向けて包括的、継続的に支援を実施しております。

生活困窮者自立支援事業の中の事業である生活困窮者家計改善支援事業については、収支のバランスが取れず、借金や滞納などにより家計に問題を抱えている方に対し、相談者と支援員と一緒に家計の問題や改善策を考え、自ら家計管理できるように生活の立て直しを行うものであります。

まずは相談者が抵抗を感じずスムーズに事業利用ができることが重要であり、より一層丁寧な対応に努めるなど、環境整備を図ってまいりたいと考えております。

また複合的な課題を抱えているケースも多く見受けられるため、法テラスや社会福祉協議会、ソーシャルワーカー等、関係機関との連携や、就労の経験のない方や、経験のない職種への就労を希望している方等のために、簡単手作業やパソコン等の集合型講座を実施、ご協力をいただいている事業所で職場体験や職場見学を実施するなど、相談業務以外の事業も展開し、協力をいただける事業所の新規開拓についても積極的に行っているところです。

広報周知については、関係機関や市内の量販店、コンビニエンスストアなどへのチラシ等の配置、市の広報、市及び事業受託者である県労働者福祉協議会のホームページ等を活用し、相談者からのメール、電話等での問い合わせを積極的に受付けてまいります。